

クレジットカード発行会社

公募型企画提案募集要領

1 目的

埼玉県では、事業者への支払に当たり、口座振込を中心とした対応をしております。

一方で、クレジットカードによる支払のみを求める事業者が増加していることを踏まえ、その支払に対応する必要が生じています。

このような中、従来の口座振込に加え、クレジットカードによる支払の仕組みを整備することとしました。

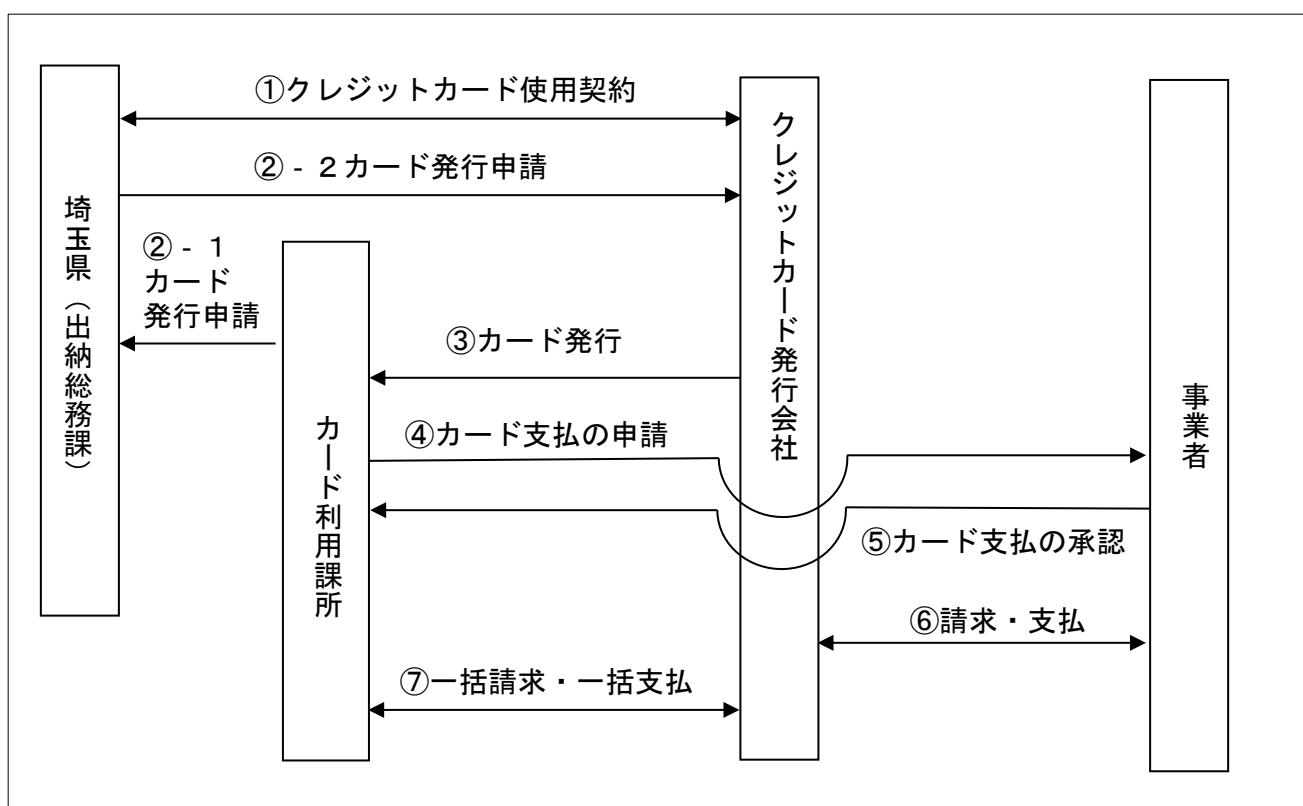
この企画提案競技では、クレジットカード使用契約を締結するにあたり、専門的知識やノウハウに基づく優れた企画を募集するものです。

2 クレジットカードの定義

この企画提案競技におけるクレジットカードとは、コーポレートカード及びパーチェシングカードのいずれもを指すものとします。

埼玉県では、別添業務仕様書のとおり、利用目的に応じて両者を使い分けることを想定しています。

3 業務の概要



4 契約期間

令和8年4月1日から最長5年間を予定

※令和9年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとします。

5 契約上限額

44,000円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約上限額であり、審査に用いる審査基準額はこの額の範囲内で別途定めます。

6 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- 一 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないものであること。
- 二 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされたものないこと。
- 三 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。
- 四 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- 五 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

7 企画提案競技に係る説明会

企画提案競技に係る説明会を以下の日程で開催します。企画提案競技への参加を希望する場合は必ず出席して下さい。

説明会に出席しない者については、失格とします。

- 一 開催日 令和7年11月27日（木）午後2時から午後3時まで
- 二 開催方法 TEAMSを活用したオンライン方式
- 三 説明会出席要件
 - ア 令和7年11月26日（水）12時までに説明会参加者名を「16 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。
 - イ 電子メールにより提出した者に対して、令和7年11月26日（水）17時までに、TEAMSによるミーティングIDを電子メールにより連絡します。

8 質問及び回答に関する手続き

企画提案競技等に関する質問がある場合は、以下により質問票を提出してください。

一 提出期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月2日（火）午後5時（必着）まで

二 提出方法

「質問票」【様式第1号】を「16 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより送信してください。

メールの件名は「【質問書】クレジットカード支払業務」としてください。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日の午後5時までに電話で連絡をしてください。

なお、受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けません。

ただし、企画提案競技の手続など事務手続きに関する質問はこの限りではありません。

三 質問票への回答

令和7年12月5日（金）までに、埼玉県出納総務課のホームページに掲載します。

9 企画提案競技参加申込書等及び企画提案書の提出

（1）企画提案競技参加申込書等の提出について

一～七について、電子データにより提出してください。

一 参加申込書（様式第2号）

二 企画提案書

三 国又は地方公共団体との間における類似業務の契約実績（様式第3号）

四 業務実施体制（様式第4号）

五 企業概要（グループの組織図等）

六 クレジットカードの利用明細（記載内容が例示されているもの）

七 県に発行される請求書（記載内容が例示されているもの）

（2）企画提案書の提出について

企画提案書の提出にあたっては、次の点に留意してください。

一 電子データ（Microsoft office 形式又は PDF 形式に限る。）により提出してください。

二 企画提案書は、次の構成としてください。

ア 「評価項目」にある各項目について、その項目番号を付して、記述してください。

イ 「評価項目」にある評価内容について、その対応方法や改善策などについて、広い視点から自由に論じてください。

三 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与してください。

四 全体で20ページ以内（表紙、目次、指定した別添資料は除く。）で、A4版横組みで作成してください。

五 費用に係る提案は、コーポレートカード又はパートナーシングカードの発行数によらず、総額で提案してください。（例：〇円／枚、のような提案は出来ません）

六 提案書等には、会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないでください。

（3）提出期間及び方法

一 提出期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月12日（金）午後5時まで（必着）

二 「16 担当窓口・提出先」までに電子メールにより提出してください。

到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日の午後5時までに電話で連絡をしてください。

（4）その他留意事項

- 一 提出できる提案は、1参加者につき1件までとします。
- 二 企画提案書の提出後は、修正、差替え等は認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出等の補正を求めることがあります。これに応じない参加者は失格とします。
- 三 仕様書を十分理解し、本県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が担保できる提案内容としてください。
- 四 仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行ってください。ただし、いくつかの方式を挙げた場合には、すべて参加者が実現を約束したものとします。
- 五 企画提案書等は一切返却しません。提出された書類は、この企画提案競技の審査目的以外には使用しません。
- 六 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

10 契約先候補者の選定方法

本業務における契約先候補者は、選定委員会による以下の審査を経て選定します。

（1）第一次審査（書類審査）

- 一 参加申込み等に基づき、第一次審査を行います。
- 二 第一次審査では、次の者を不合格とし、その他の者を合格とします。
 - ア 企画提案競技に係る説明会に参加しなかった者
 - イ 企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者
 - ウ 消費税及び地方消費税を含めた額について、契約上限額を超えた金額を提案した者
 - エ 企画提案書について、評価項目にある各項目のいずれか1つでも記載がない者
 - オ 企画提案書について、評価内容で「必須」とされている内容のいずれか1つでも満たしていない者
- 三 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和7年12月16日（火）に電子メールで通知します。
- 四 第一次審査通過者については、以下「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施します。

（2）第二次審査（プレゼンテーション）

- 一 プrezentationの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってください。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とします。

- 二 プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とします。
- 三 プレゼンテーションに参加しない者については、失格とします。
- 四 プレゼンテーションは、本業務に直接従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行ってください。なお、説明及び質疑に回答できる人数は、3名以内とし、分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めてください。
- 五 プレゼンテーションは、対面による方式を予定しています。
- 六 プレゼンテーションは、原則として令和7年12月18日（木）に実施します。
具体的な実施時刻については、第一次審査の結果通知と併せてお伝えします。
やむを得ない場合、予備日として令和7年12月19日（金）又は12月22日（月）に実施することがあります。予備日で行う場合の日時の指定は、埼玉県が行います。
- 七 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、電子メールで通知します。

11 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「審査基準書」及び「評価項目一覧」を参照してください。

12 契約の締結

選定された契約先候補者は、提出書類に基づき具体的な事業内容を県と協議し、クレジットカード使用契約を締結するものとします。（立会人型電子契約による契約を予定しています。）

契約締結日については、令和8年度当初予算の議決日以後とします。当初予算の議決が得られないときは契約を締結しないことがあります。

なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合があります。

万一、選定された契約先候補者と契約が締結できない場合、次順位の者と協議を行います。

13 その他留意事項

- 一 この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とします。
- 二 埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止します。
- 三 企画提案競技の審査結果（契約先候補者、得点など）について、埼玉県ウェブページ等で公開します。ただし、契約先候補者以外の名称は公表しません。

14 配布資料

- 一 募集要項及び業務仕様書
- 二 質問票（様式第1号）
- 三 参加申込書（様式第2号）
- 四 国又は地方公共団体との間における類似業務の契約実績（様式第3号）

- 五 業務実施体制（様式第4号）
 六 審査基準書
 七 評価項目一覧

15 選定スケジュール

日 程	内 容	備 考
11月19日（水）	公募	ホームページ掲載
11月26日（水）12時	説明会参加申し込み期限	
11月27日（木）14時	企画提案競技説明会	参加が必須要件
11月28日（金） ～12月2日（火）17時	質問の提出期間	
12月5日（金）	質問に対する回答（県）	ウェブページ掲載
12月8日（月） ～12月12日（金）17時	企画提案書等の提出期間	
12月15日（月）	第一次審査（書類審査）	
12月16日（火）	第一次審査（書類審査）の結果通知（県）	
12月18日（木） 12月19日（金） 12月22日（月）	第二次審査（プレゼンテーション）	参加が必須要件 原則18日に実施
12月下旬	第二次審査の結果通知（県）	

16 担当窓口

（名称） 埼玉県出納総務課 財務会計制度担当 制度総括班

（所在地） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（埼玉県庁 別館2階）

（電話番号） 048-830-5760（直通）

（メールアドレス） a5710-01@pref.saitama.lg.jp

業務仕様書

埼玉県を甲、クレジットカード発行会社を乙とする。

- 1 乙は、甲の請求に基づき、甲に属する課所ごとに、課所名義のコーポレートカード又はパーチェシングカードを発行する。ただし、課所が地理的に離れているその他特別の事情がある場合には、1課所につき複数枚のコーポレートカード又は複数のパーチェシングカードを発行する場合がある。
- 2 甲は、1により発行されたコーポレートカード又はパーチェシングカードについて、次に掲げる支出において利用する。
 - 一 購入しようとする物品、サービス等の提供者のいずれもが、クレジットカード以外による支払方法を許容しないとき
 - 二 地方自治法施行令第161条各号又は埼玉県財務規則第54条各号に掲げる経費を支出する場合において、支出の必要に即応する必要があるとき
 - 三 公共料金を支払うに当たり、口座振替払（口座引落し）の代わりにクレジットカード払いとするとき
- 3 乙は、1により発行されたコーポレートカード又はパーチェシングカードについて、各事業者から請求のあった料金について、遅滞なく支払いを行う。
- 4 乙は、3で支払いを行った相当額について、毎月の一定の日を締日としてカード毎に合算を行った上で、毎月1回、各課所に対して直接請求を行う。また、請求書には、請求総額の他に、内訳が容易に解るよう利用明細を表示する。

なお、会計年度独立の原則を踏まえ、1回の請求について3月と4月の利用分を混在させないものとする。

請求日から支払までの期限は10日以上開け、支払期限は一定の日とする。なお、3月の利用分に係る請求の支払期限は、土日祝日等を問わず5月末日までとする。
- 5 甲は、乙の指定する口座に対して口座振込の方法により支払を行う。
- 6 甲によるコーポレートカード又はパーチェシングカードの利用について、ポイント等のキャッシュバックを発生させないものとする。
- 7 乙は、甲の指示によりクレジットカードを追加で発行する。
- 8 乙は、甲に発行したクレジットカードの不正使用等が疑われるものについては、速やかに甲に報告する。